

【件名】安全運転管理者等講習業務委託

No.	質疑項目	質疑内容	回答
1	講習実施要領第7－講習申込書の取扱い及び講習手数料の納付－2関係 「納付書について」	<ul style="list-style-type: none"> ・「納付書に委託者の方で、事前に『事業所名』、『安管者名』等あらかじめ印字（印刷）しておいてもらうことは可能か。」伺います。 ・「委託者の方でできなければ、受託者において納付書を受領後、『事業所名』、『安管者名』等印字（印刷）してもよろしいか」伺います。 	交通企画課長において準備する「納付書」には『納付番号』及び『金額』は印字しておりますが、『事業所名』や『安全運転管理者名』等は印字されません。 一方、送付先と納付書を紐付けるため、受託者において『事業所名』や『安全運転管理者名』等を印字することは差し支えありません。 ただし、当該項目を印字する際は、印字箇所及び印字内容について委託者の確認を受けていただくようお願いいたします。
2	講習実施要領第8－講習修了証明書の交付－1 「講習修了証明書の求めの確認方法について」	「『講習修了証明書』の求めの確認方法については、事前予約は手間と労力がかかるので、講習日当日の講習受付時に確認いたしたく、交付については、後日交付は手間がかかるので、講習修了時に交付したいと考えているが、全講習者から『講習修了証明書』の交付の求めがあった場合でも対応できるように、あらかじめ受講予定者分の『講習修了証明書』を渡していただくことは可能か。」伺います。	可能です。
3	講習実施要領第11－指導監督関係 「講習受付時等における質疑に対する対応要領の作成について」	「講習手数料の納付方法が大きく変更となるので、講習受付時や質疑の際において、円滑な対応やトラブル等の防止のために、対応要領についての『Q&A』等の参考資料を作成していただけるか。」伺います。	安全運転管理者等講習を円滑に実施するために必要な資料は作成する予定です。
4	講習実施要領第7－講習申込書の取扱い及び講習手数料の納付－の1関係 「講習申込書の取扱いについて」	「『講習に当たっては、講習を受けようとする者から安全運転管理者等講習申込書を提出させるものとする。』ということであるが、提出方法・時期については、講習を受けようとする者から提出された同申込書を、『事業所・所在地』、『名称』、『安全運転管理者・氏名』の記載要項に漏れがないか等確認の上、講習日当日、または諸事情により当日提出できない場合は、講習終了後早急に公安委員会（警察本部交通部交通企画課宛）に直接お渡しすればよいか。」伺います。	受講者から提出された「安全運転管理者等講習申込書」にあつては、後日、島根県公安委員会（島根県警察本部交通部交通企画課）に送付していただいても差し支えありません。